別紙 6

高知県立学校におけるいじめによる重大事態への対応の流れ
（高知県教育委員会人権教育課の説明資料より抜粋・標題一部追加）

平成29年12月6日：臨時県立学校長会議資料

重大事態の発生

県立学校

〇重大事態の発生

《重大事態に該当》
●いじめ防止対策推進法 第 28 条第１項
第１号「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　等を想定
第２号「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
・年間 30 日を目安とする。
・一定期間連続して欠席しているような場合
《重大事態に相当すると考えて報告するもの》
●児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあり、被害事実があった場合
●いじめによる欠席が通算７日間を経過した場合

報告【１号様式】

「調査への支援」など

県教育委員会

①いじめによる重大事態か否かの判断
・概要を聞き取り、総合的に判断する

該当する

②調査主体の決定
Ａ：「学校主体の調査」
・学校での調査が妥当と考えられる場合
・不登校重大事態は、原則、学校主体となる
Ｂ：「教育委員会主体の調査」
・学校主体の調査では重大事態への対処及び重大事態発生の防止に十分な結果が得られない場合
・今後の学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

A

B

調査の実施

Ａ：学校主体の調査
・調査組織の設置
（学校のいじめ対策組織を母体とする等）
・調査の対象、方法、内容等について検討し、調査を実施する。

〇被害児童生徒、保護者への 報告
・調査実施前に、調査の内容等について、保護者の了承を得る。

Ｂ：教育委員会主体の調査
・高知県いじめ問題調査委員会への諮問

◇高知県いじめ問題調査委員会
（教育委員会附属機関）

答申

調査結果の報告

Ａ：調査結果の分析、まとめ
・事案の背景についての分析
・同種の事態の発生防止に向けた取組

〇被害生徒、保護者への報告
・調査結果等について、保護者に説明する。

報告【２号様式】
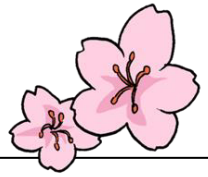
〇調査の終了
・事後対応への支援、指導。